

次世代育成支援対策推進法に基づく

「一般事業主行動計画」

西京インテリジェンスパートナーズ株式会社は、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を整えることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 行動計画の内容

目標 1：子育てを行う社員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境を整備し全社員へ周知徹底を図る

< 対策 >

・平成 30 年 4 月 1 日 就業規則（平成 29 年 10 月改正育児・介護休業法の施行対応）を改正

・平成 30 年 4 月 1 日～ 社内広報誌等により社員へ周知

目標 2：所定労働時間削減のための措置を実地し所定労働時間を削減するため「ノー残業デー」を設定する

< 対策 >

・平成 30 年 4 月 1 日～ 毎週火曜日と木曜日を「ノー残業デー」として設定し全社員へ周知徹底を図る

目標 3：年次有給休暇の取得のための処置を実施、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする

< 対策 >

・平成 30 年 4 月 1 日～ 従業員の年次有給休暇の取得状況を把握

・平成 30 年 4 月 1 日～ 1 年間に 10 日（前期に 5 日、後期に 5 日）以上取得できるように取得促進のための計画書を策定する

平成 30 年 4 月 1 日

西京インテリジェンスパートナーズ株式会社

代表取締役 山形 恵則